

多治見市女性活躍会議設置要綱

(設置)

第1条 女性が子育てしながら働ける環境と、子どもたちを健やかに育てることのできるまちの実現に向けて、女性が活躍するための総合的な施策について議論し、提言するため、多治見市女性活躍会議（以下「女性活躍会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 女性活躍会議は、次に掲げる事項について、議論する。

- (1) 女性の就労の場の確保
- (2) 教育・福祉の環境づくり
- (3) 女性の家庭や地域との関わり
- (4) その他女性が活躍するために必要と認める事項

2 女性活躍会議は、女性が活躍するための施策について、市に提言することができる。

(組織)

第3条 女性活躍会議は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 事業所の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 女性活躍会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、女性活躍会議を代表し、女性活躍会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 女性活躍会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 女性活躍会議の庶務は、企画部企画防災課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、女性活躍会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年7月17日から施行する。